

新型コロナウイルス感染拡大を受けての 放課後デイ Granny 本部方針に関する Q & A

株式会社 Granny
代表取締役会長 小倉丘礼

表題の件に関しまして、今後随時アップデートをしてまいります。厚生労働省通達や各自治体通達によっては、変更や撤回の可能性もございますので、ご理解ご協力の程、宜しくお願ひ致します。

(学校臨時休業時の児童生徒の利用)

問1 利用している児童の対象学校が一斉休校になった。この場合、放課後デイ Granny での児童生徒の利用を継続しても問題ないか？

(答) R2.2.27 本部回答

【厚労省事務連絡／新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について(R2.2.27)】にある通り、当該児童生徒には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等において1人で過ごすことができない児童生徒がいることも考えられることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所して、開所時間については可能な限り長時間とするなどの対応をお願いします。

(通所利用の児童生徒の保護者に対する依頼)

問2 放課後デイ Granny を利用している児童生徒の保護者に対して、どの様な場合において利用を控える様にお伝えすれば良いか？

(答) R2.2.27 本部回答

【Granny 本部／修正済新型コロナウイルス感染拡大防止案内 (R2.2.27)】及び【厚生労働省／社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスを除く。)における感染拡大防止のための留意点について (R2.2.24)】にある通り、利用児童生徒本人・家族又は職員が利用児童生徒本人の体温を計測し、37.5℃以上の発熱がある(元々平熱が高い児童生徒は平熱プラス1℃以上発熱時)または、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合は、利用児童生徒の保護者に対して利用を控える様にお伝えください。尚、過去に発熱が認められた場合であっても、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向と判断できる場合は利用を認

めることとして下さい。あくまで、放課後等デイサービスを利用するか否かは利用者又は保護者の判断に委ねるものとして下さい。

(学校臨時休業時に提供した場合の算定)

問3 利用している児童の対象学校が臨時休校となり、その際に受け入れた場合の基本報酬算定は「学校休業日」扱いで問題ないか？

(答) R2.2.29 本部回答

【厚生省事務連絡／平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q&A (H27.3.31)】にある通り、基本報酬における「学校休業日」とは以下を指し、学校休業日扱いとして算定して何ら問題ありません。

- 学校教育法施行規則第 61 条及び第 62 条の規定に基づく休業日(公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日)
- 学校教育法施行規則第 63 条等の規定に基づく授業が行われない日、又は臨時休校の日(例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日)

なお、学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合であっても、休業日の取扱いとはしません。

(学校臨時休業時における人員配置)

問4 学校臨時休業時に本来は午前中からスタッフが配置できない。その場合は人員基準を遵守せずにサービス提供をしても問題ないか？

(答) R2.3.8 本部回答

【厚生労働省／放課後等デイサービス Q&A (R2.3.3)】にある通り、サービス提供職員欠如減算の適用という観点に関しましては、他事業所への応援、子どもの預け先の確保等の問題で短時間の勤務等のほか、職員本人の罹患や職員家族の罹患による在宅待機等により、やむを得ず出勤できないことによって欠員になる場合も、適用されない取り扱いです。

(答) R2.2.29 本部回答

【Granny 本部／コロナウイルス対策に伴う学校休業時の人員配置に関して (R2.2.28)】及び【厚生省事務連絡／新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員

基準等の臨時的な取扱いについて(第2報) (R2.2.20)】にある通り、原則は通常通りの人員配置を毎営業日行って下さい。ただし、支援において支障が無いと事業所で判断し、かつ指定権者である自治体はその人員配置による運営で差し支えないと判断した場合は、人員欠如が一時的に起こったとしてもサービス提供をしても問題ない。

(コロナウイルスに関する Granny 本部窓口)

問5 今後コロナ対策に関して、Granny 本部に相談する場合の問い合わせ先はどこか？

(答) R2.2.29 本部回答

基本的には各加盟店・各事業所と普段より連絡を取り合っている ChatWork グループにて問い合わせ、もしくは弊社本部スタッフでのお電話をお願い致します。厚労省や自治体通知を待たないと回答できないケース、本部スタッフ等による本部会議をしないと回答をできないケースもあり、より迅速な対応には心がけますが、回答までに時間を要する場合がございます事をご理解ご協力の程、宜しくお願い致します。尚、弊社としましては「コロナウイルス感染防止対策本部」を Granny 本部内に設置し、情報の一元化に努めて対応して参ります。以下をご参照ください。

【コロナウイルスに関するお問合せ先】

コロナウイルス感染拡大防止対策本部

本部長：取締役社長 三宅 悠介 (みやけ ゆうすけ)

電話番号：090 - 7278 - 0987

(利用者判断による事業所の欠席時の報酬算定)

問6 コロナウイルスに感染する事を恐れて事業所を欠席すると利用者または保護者が判断した場合はどのような報酬の算定で対応をすれば良いのか？

(答) R2.3.8 本部回答

【厚生労働省／放課後等デイサービス Q&A (R2.3.3)】よりまた、事業所が居宅への訪問、感染の拡大を抑制するため、音声通話、Skype その他の方法で児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行ったときは、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬算定を可能とすることができます。また、新型コロナ

ナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所の対応としての加算等については、今般の緊急措置前に算定できていた加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うものとしてください。ただし、実績を伴った場合に算定できる「送迎加算」「食事提供加算」等については基本的に算定できません。なお、こうした健康管理や相談支援を行うことにより通常のサービス利用とみなされ利用者負担が発生することについて保護者へ説明するとともに、単なる欠席連絡(その後の支援については不要と保護者の意向がある場合)については、サービス提供とはみなされないことに注意してください。こちらはあくまで、「サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等」に限ります。事前に指定権者にご確認の上、本部まで報告願います。また、こうした健康管理や相談支援等、市町村が認めた同等のサービスを提供した場合には、通常どおりの利用者負担が発生することから、あらかじめ保護者に対し丁寧な説明を行うと共に文書や電子メール等の手段により保護者へ通知をして下さい。

(答) R2.2.29 本部回答

基本的には【厚生労働省／新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)(R2.2.20)】の通り、「障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等」については、幼児児童生徒が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合を含むこととし、幼児児童生徒の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、特例的に報酬の対象とする旨の周知がございました。しかし各自治体において、この「市町村が認める場合」の基準が異なるケースがございますので、各加盟店が独自に指定権者へ確認を行い、その内容を本部までご報告願います。

(支給量を超えての放課後デイ Granny の利用)

問7 学校の一斉休校に伴い、放課後デイの利用増加が見込まれる。その場合、本来与得られている支給量を超えての放課後デイの利用に関しては可能か？

(答) R2.3.8 本部回答

【児童福祉法／21 条の5の8第2項】より市町村の職権により行う通所給付決定の変更についての規定があるので参考にて下さい。ただし、こちらは市町村の裁量において、支給量の増減に当たって保護者等からの申請を省略し、職権で行う取扱いとして差支えない、という意味合いであり、あくまで指定権者への確認が必要です。指定権者への確認を各加盟店が

独自に行い、その結果を本部へ報告願います。また、緊急対応を要する時期が経過した後は、可及的速やかに障害児支援利用計画の見直しを行ってください。

(事業所として契約を結んでいない児童の受け入れ)

問8 現在、利用契約を締結していない児童の保護者から利用の希望があった。その場合は問題ないか？

(答) R2.3.8 本部回答

【厚生労働省／放課後等デイサービス Q&A (R2.3.3)】より今般の措置に伴う社会的な要請の高さに鑑み、指定権者の裁量において、契約に当たって本来必要な最低限の手続きを事後的にさせていただき取扱いとして差支えないとされています。放課後デイ Granny においては医療的ケア児を含め、支援を十分に必要とする児童の利用が想定される為、指定権者への確認の上、利用希望があった重心判定を受けている重心児は積極的に受け入れて下さい。ただし、重心判定は受けていないが医療的ケア児などの支援を必要とする児童の保護者からの利用希望があった場合は指定権者に確認の上、利用の受け入れ判断を行って下さい。その場合、請求する報酬単価が「重心児としての算定」なのか「重心児以外としての算定」なのかを確認し、本部まで報告願います。

(行政への届け出以外でのサービス提供時間・サービス提供日の取り扱い)

問9 現在、日曜日を休業日としてサービス提供日を定めているが、運営規程等の変更届を事前に提出する事なく、日曜日サービス提供をすることは可能か？

(答) R2.3.8 本部回答

基本的には【厚生労働省／放課後等デイサービス Q&A (R2.3.3)】より本来は運営規程等を変更する必要がありますが、必要な届け出を事後的に行うことを認める等、柔軟なサービス提供が可能となるよう、配慮をお願いいたします。ただし、利用者の混乱を避けるため、利用者全員に対して変更の周知を行っていただきますようお願いいたします。また、普段開設をしていない日・時間にサービス提供を行う場合は事前に本部へ報告願います。

(定員超過利用減算の取り扱い)

問10 1日の利用児童数が定員の150%を超えることも差支えないということですか？
差支えない場合、何人まで受入れ可能ですか？ また、定員を超過して受け入れる場合、受け入れた児童数に応じた職員を配置する必要はありますか？

(答) R2.3.8 本部回答

基本的には【厚生労働省／放課後等デイサービス Q&A (R2.3.3)】より定員の150%を超えて受け入れることもやむを得ないと考えます。受け入れの上限に関しては具体的に定めませんが、事業所の人員・空間を考慮し、児童の衛生面・安全面に配慮するようにしてください。受け入れに当たっては児童数に応じた職員を配置していただくことが望ましいですが、やむを得ず配置できない場合であっても減算は適用しません。Granny 本部としましては、1日あたりの利用人数が7名を超える場合は、指導員1名以上を追加する人員配置でサービス提供をお願い致します。